

教えて!

私立中高生への修学支援制度



私立学校へ進学したいのですが **授業料を支援** してくれる制度はありますか?



「国の就学支援制度があります」

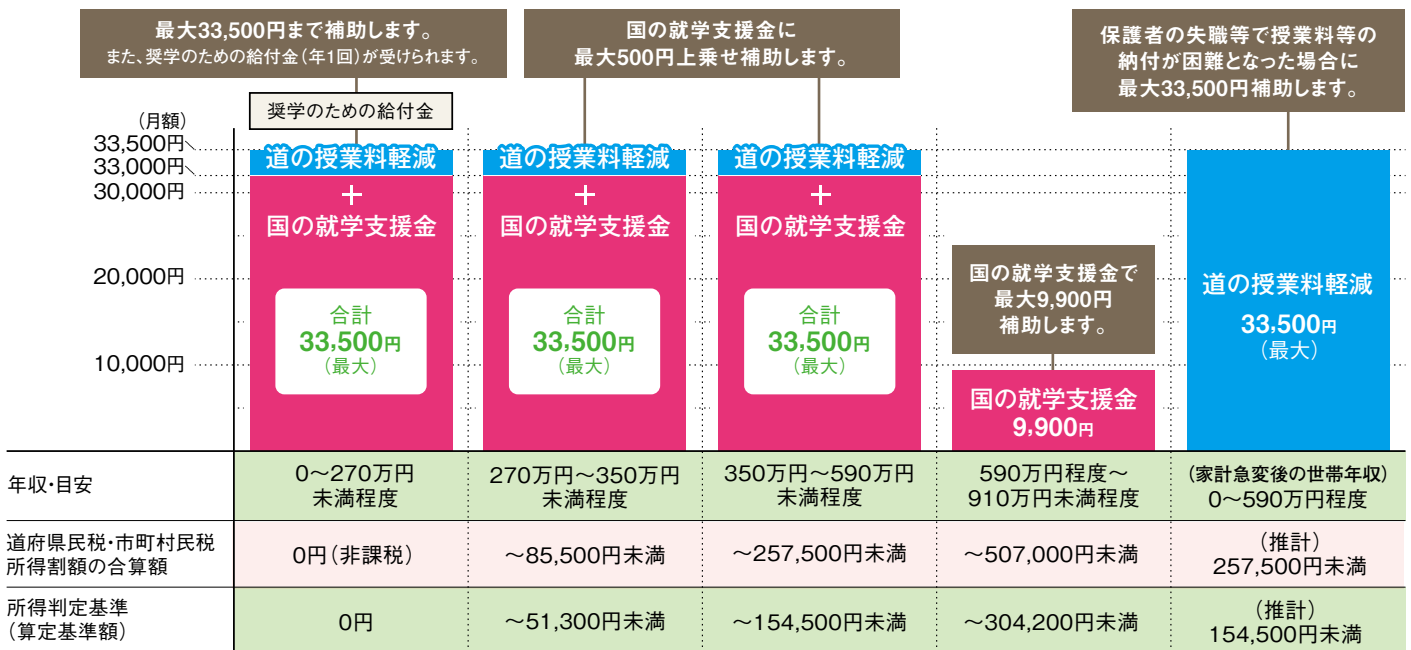
(私立高校生・私立小中学生)



私立高校生

国・北海道

- 年収590万円未満世帯の生徒に対し、「国の就学支援金」と「道の授業料軽減補助金」を組み合わせで最大33,500円(月額)を補助します。
- 保護者の失職等で授業料等の納付が困難となった世帯の生徒に対し、道から最大33,500円(月額)を補助します。
- いずれの制度も、返済が不要な制度です。
- 制度利用の申し込みは、入学後に学校を通じて行います。(一部異なる場合があります。)



※1 年収はあくまで目安です。実際の支給額の判定は、令和2年4月~6月までは道府県民税と市町村民税の所得割額の合算額で、令和2年7月以降は所得判定基準で行います。
 ※2 所得判定基準=市町村民税の課税標準額×6%-調整控除の額(なお、指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じてください)
 ※3 実際の支給額、支給手続き等の詳細は各学校へお問い合わせください。 ※4 掲載金額は月額です。

具体例	国の就学支援金からの補助	道の授業料軽減補助金からの補助	合計補助額
例1 W高校(授業料26,000円/月、教育充実費7,000円/月)に通う、保護者の世帯年収が250万円のAさんの場合 ※なお、上記に加え世帯構成に応じて奨学のための給付金が年1回支給されます。	26,000円/月	7,000円/月	33,000円/月
例2 X高校(授業料31,000円/月、施設整備費1,000円/月)に通う、保護者の世帯年収が320万円のBさんの場合	31,000円/月	500円/月	31,500円/月
例3 Y高校(授業料40,000円/月、施設維持費1,500円/月)に通う、保護者の世帯年収が500万円のCさんの場合	33,000円/月	500円/月	33,500円/月
例4 Z高校(授業料37,000円/月)に通う、保護者の失職で世帯年収が950万円から0円となったDさんの場合 ※国の就学支援金(33,000円/月)が補助されるようになった後は、500円/月の補助となりますが、合計補助額は変わりません。	33,500円/月	0円/月	33,500円/月

※国の就学支援金の補助対象となるのは、授業料のみです。※道の授業料軽減補助金の補助対象となるのは、授業料及び学則で定めるその他の納付金です。
 ※上記はあくまで一例ですので、補助額の詳細は各学校にお問い合わせください。

私立小中学生 国

私立小中学校等に通う児童生徒に対し(年収目安400万円程度以下)、一人あたり10万円を上限として学校の授業料の範囲以内で支給します。支給要件等詳細は、入学後に学校から配付される申請書類でご確認願います。

※支給手続き等の詳細は、入学後、学校から案内があります。
 詳しくは、北海道総務部法人局学事課へお問い合わせください。

TEL. 011-204-5066

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/kyoikuhutankigen.htm>





Q 授業料以外にかかる教育費を補助してくれる制度はありますか？

A 「奨学のための給付金制度があります」 (私立高校生)



道は、私立高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税相当である世帯に対し、奨学のための給付金を支給します。

【制度の概要】

支給要件	次の全てに該当していることが必要です。		
	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護(生業扶助)受給世帯または保護者全員の道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税(年収270万円未満程度)の世帯(家計急変による経済的理由から非課税相当である世帯(家計急変世帯)を含む)であること。 ●保護者、親権者等が北海道内に在住していること。 ●国の就学支援金支給対象である学校に平成26年4月1日以降に入学し、在学していること。 		
支給額	支給区分		支給額
	1.生活保護(生業扶助) 受給世帯(家計急変世帯を除く)	全日制の高校生	1人当たり年額 52,600円
		通信制の高校生	1人当たり年額 52,600円
	2.道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税の世帯(1に該当する世帯を除く)	①全日制の高校生(②に該当する場合を除く)	1人当たり年額 103,500円
②・2人目以降の全日制の高校生 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の全日制の高校生 等		1人当たり年額 138,000円	
③通信制の高校生及び専攻科に通う生徒		1人当たり年額 38,100円	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・家計急変世帯については、申請月の翌月以降の月数に応じた①～③の額が支給されます。 ・支給要件に該当していれば、学年の進行に合わせて毎年度支給されます。 ただし、利用するためには毎年度(7月頃)申し込みが必要です(家計急変世帯については7月以降随時受付)。 ・返済は不要です。 		

【世帯構成別の給付金の内訳(全日制の場合)】

	世帯A	世帯B	世帯C	世帯D	世帯E	世帯F	世帯G	世帯H
23歳以上								
15歳以上 23歳未満の 兄弟姉妹				 第1子 ※扶養されている	 第1子 ※扶養されている	 ※扶養されていない		
高校生	 第1子 103,500円	 第1子 103,500円 第2子 138,000円	 第1子 103,500円 第2子 138,000円 第3子 138,000円	 第2子 138,000円	 第2子 138,000円 第3子 138,000円	 第1子 103,500円	 第1子 103,500円	 第1子 103,500円
中学生以下								

※支給手続き等の詳細は、入学後、学校から案内があります。
詳しくは、北海道総務部法人局学事課へお問い合わせください。

TEL. 011-204-5066

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/kyoikuhitankigen.htm>





教えて!

私立高校生への奨学金貸付は?

Q

私立学校へ進学したいのですが **授業料を支援** してくれる制度はありますか?

A

「全日制の私立高校生には入学資金貸付制度があります」 (私立高校生)

北海道高等学校奨学会では、高校生に奨学金をお貸ししています。
また、全日制の私立高校生には入学資金をお貸しする制度もあります。

奨学金貸付制度 (私立・公立高校生)

応募資格

- 学習、生活態度が高校生にふさわしい方で、経済的理由により修学が困難であり、次のいずれかに該当すること。
 - ① 保護者が北海道内に住所を有すること。
 - ② 保護者が北海道内に住所を有していない場合にあつては、生徒本人が北海道に在住して北海道内の高校に在学し、他の都府県の奨学事業の貸し付けを受けていないこと。

【経済的理由とは】

- 給料収入4人世帯の場合、収入が768万円以下であること。
- 自営業等の4人世帯の場合、所得が314万円以下であること。
- 上記は標準的な例であり、それ以上に収入等があつても該当する場合があります。

貸付月額

- 次の月額の中から希望額を選択すること。(公立高校生は原則①～④から選択)
①10,000円 ②15,000円 ③20,000円 ④25,000円 ⑤30,000円 ⑥35,000円
- 貸付利率は無利子です。

返済条件

- 高校卒業後1年据置き、12年以内に均等分割返済。
- 大学等へ進学した場合には、在学期間中返済を猶予できます。

申込

- 中学3年生の募集時期(9月頃)に中学校に予約申請するか、入学後の5月頃に高校で定期募集します。

応募資格

- 全日制の私立高校入学者で、生活保護世帯または市町村民税が非課税の世帯であること。

貸付額

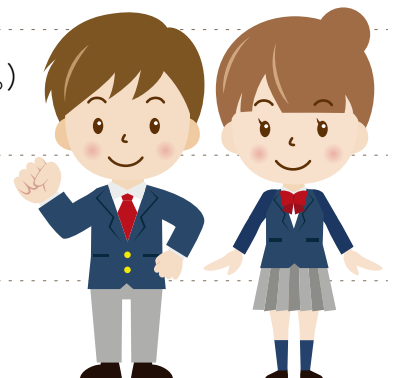
- 200,000円以内(入学校の入学一時金が上限となります。)
- 貸付利率は無利子です。

返済条件

- 貸付を受けた年の翌年から、12年以内に半年賦(6月と12月の年2回)の分割返済。

申込

- 中学3年生の募集時期(9月頃)に中学校に予約申請するか、入学後の4月に高校で定期募集します。



入学資金貸付制度 (私立高校生)

※詳しくは、北海道高等学校奨学会へお問い合わせください。

TEL. 011-222-6166

URL <http://www.do-shougaku.or.jp>



Q 学校独自の制度等、その他の 奨学制度を教えてください

A 「北海道の補助制度以外にも
私立高校への就学を補助するための
様々な奨学制度があります。」



私立高校独自の奨学制度

特待生のほか、兄弟姉妹で入学した場合の授業料等減免制度や入学金の軽減制度など、独自の奨学金制度を設けている学校があります。

詳しくは各学校にお問い合わせください。

市町村独自の 授業料等補助制度

札幌市の奨学生制度や旭川市の入学資金、奨学資金の貸付制度など、道内の多くの市町村が独自に私立高校授業料等への奨学制度を設けています。

詳しくは各市町村にお問い合わせください。

日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫)の教育ローン

1人あたり350万円以内(利率は年1.70%
=R2.5.1現在)の融資が受けられます。

用途は、入学金、授業料、制服代、教材費、住居にかかる費用など幅広く定められています。なお、融資を受けるには保護者の所得基準があり、15年以内に返済することになっております。

※一定の要件に該当する場合は、生徒1人につき上限450万円まで借入れが可能です。

【問い合わせ先】

日本政策金融公庫道内各支店
教育ローンコールセンター
ナビダイヤル:0570-008-656

公益財団法人交通遺児育英会の 奨学金貸与

道路における交通事故で、保護者等が死亡または著しい後遺障がいたなった私立高校生に対して、奨学金(月2万、3万、4万円から選択)および入学一時金(1年次のみ、20万、40万、60万円から選択)が無利子で貸与されます。なお、貸与条件に家計基準があり、また卒業後20年以内に返還することになっております。

【問い合わせ先】

公益財団法人交通遺児育英会
☎:0120-521-286